

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県岡山市北区新屋敷町二丁目2番20号

名 称 株式会社研美社

代表取締役 油谷 晃幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 8年 3月19日

許可の有効年月日 令和10年 2月29日

1 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ）

2 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地

積替え又は保管は行わない。

3 収集運搬の区域

倉敷市内に限る。

ただし、真備地区で発生した廃棄物は吉備路クリーンセンターに搬入すること。

4 許可の条件

- (1) 一般廃棄物の収集運搬を行う場合は、倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い及び指導要綱第7条及び第15条に規定する事項を遵守すること。
- (2) 市の処理場に搬入する際は、市の処理事業へ影響を与える等により生活環境保全上の支障を発生させないこと。

許可の条件等

- 1 一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い及び指導要綱（令和5年倉敷市告示第118号）第7条で規定する処理基準及び第15条で規定する遵守事項を遵守すること。
- 2 事業ごみのうち、燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみを市の処理場に搬入する場合には、これらを分別し、市の清掃工場に搬入すること。
- 3 事業ごみのうち、可燃性粗大ごみを破砕せずに搬入する場合には、市の清掃工場での破砕を行うこと。
- 4 事業ごみのうち、資源ごみは民間の再生資源化施設に搬入すること。